

■府営住宅の空室活用アイデア集

2024.10時点

- ・子育てや若者・学生、高齢者等の分類ごとに、活用アイデアを一覧にしました。ご参考いただき、幅広く活用についてご検討ください。
- ・また、こちらに記載のない活用内容であっても、お気軽にご相談ください。

分類	空室活用アイデア例	具体的なイメージ	
子育て	住宅 以外	小規模保育所、子ども一時預かり所	小規模保育施設、子ども一時預かり施設
		子育て交流・相談スペース	子育て世帯同士での交流や専門相談員に相談ができるスペース
		子ども食堂	地域の子どもを対象に無償又は低額な料金で食事や居場所の提供
		子どもの居場所	様々な課題を抱えた地域の子どもが集まり、安全・安心な居場所の提供
		キッズスペース	幼児玩具や絵本等を備え、子育てを通じて親同士の交流も可能なスペース
		学習支援施設、学習塾	地域の子どもの宿題をはじめ、学習する機会と支援の提供
		子育て支援活動拠点施設（事務所等）	子育て支援を行う団体の様々な活動拠点施設
	住宅	シェアハウス（ひとり親家庭等向け 等）	ひとり親家庭等が共に支えながら生活するシェアハウス
		移住定住用住宅	移住希望者が、市町での生活を体験できる機会を提供するための住宅
		リノベーション住宅、DIY住宅	既存の建物に対して新たな機能や価値を付加した住宅
子育て・教育人材向け住宅		保育士等の子育て支援団体の職員向け住宅	
若者・学生	住宅 以外	大学等の研究拠点	地域活性化や住民の利益につながる取組に関する大学等による研究フィールド、研究拠点の提供
		若者の居場所	課題を抱える若者が集まり、交流する場所の提供
		若者・学生支援活動拠点施設（事務所等）	若者・学生支援を行う団体の活動拠点施設
	住宅	学生向け住宅（大学生向け等）	地域のコミュニティ活性化に資する大学生等の入居ができる住宅
		シェアハウス （課題を抱える若者等向け、児童養護・児童福祉施設退所者向け等）	様々な課題を抱えた若者や学生を対象としたシェアハウス
		就労サポート付き自立支援住宅	失業状態や不安定な就業状態にある若者等の安定就職と自立を支援するサポート付き住宅
若者・学生支援者向け住宅	若者や学生を支援する団体の職員向け住宅		
高齢者	住宅 以外	福祉相談窓口（成年後見サポート等）	団地及び近隣住民の高齢者を対象とした様々な福祉相談所
		高齢者の見守り活動拠点施設	見守り活動を行う事業拠点、サテライト機能施設
		高齢者交流場所（高齢者向け教室等）	団地及び近隣住民の高齢者が集まり交流できる拠点
		訪問看護ステーション待機施設	訪問看護師の待機用施設
		高齢者支援活動拠点施設（事務所等）	高齢者支援住宅や施設を運営する団体の活動拠点施設
	住宅	シェアハウス（単身高齢者向け等）	介護を必要とせず自立生活ができる単身高齢者等を対象としたシェアハウス
		見守り等の支援付住宅	単身高齢者等の見守り等の支援付き住宅
		高齢者支援人材向け住宅（社会福祉法人職員等）	高齢者支援住宅や活動拠点を開設している団体の職員向け住宅
障がい者	住宅 以外	障がい者支援施設（障がい者(児)特定相談・一般相談事業所等）	障がい者向け相談所や相談支援施設
		障がい者支援活動拠点施設（事務所等）	障がい者支援住宅等を運営する団体の活動拠点施設
	住宅	障がい者支援人材向け住宅	障がい者支援施設や活動拠点を開設している団体の職員向け住宅
就労者	住宅 以外	就労者支援活動拠点施設（事務所等）	就労者支援団体等の活動拠点施設
	住宅	就労者向け住宅	地元自治体と連携した団体等が、就労者に提供する住宅
		就労者支援人材向け住宅	就労者支援施設や活動拠点を開設している団体の職員向け住宅
住宅確保が 困難な方	住宅 以外	支援活動拠点施設（事務所等）	居住支援法人等の団体の活動拠点施設
	住宅	自立支援付き住宅	様々な事情により住宅確保が困難な方の居住と自立を支援する住宅
		支援人材向け住宅	自立支援付き住宅等を運営する居住支援法人等の団体の職員向け住宅
その他	住宅 以外	防災スペース	地域の防災力向上を図るためのスペース
		コワーキングスペース	デスクやWi-Fi環境を備えたオープン型のワーキングスペース
	住宅	アトリエ兼住宅	隣戸又は上下の複数住戸をセットで活用した、作品制作アトリエ空間兼住宅
		公共事業等の仮移転先住居（市営住宅等建替え、再開発事業等）	公共事業等に伴う住民の一時的な仮移転先住居
		伝統工芸技能研究生用住宅	伝統工芸を学ぶ技能研修生を対象とした住宅
		スタートアップ企業等向け事務所兼住宅	スタートアップ企業等を対象とした事務所兼住宅
民泊	地元自治体の施策と連携した事業者等による民泊施設 ※地元自治会の理解を得ていることが必須		

※ 空室活用する事業者等において、建築基準法含む関係法令を遵守し、地元自治会等の理解を得て、周辺住民の生活に支障がないよう活用いただくことが必要です。
 ※ 空室活用は、府営住宅の本来の入居者の入居を阻害せず、管理に支障のない範囲での使用が原則となるため、団地の状況等により、使用許可できない場合があります。